

令和元年 7 月 19 日



担当課	生活保健課
担当者	辻本
電話	(073) 488-5111
内線	

## 8月は食品衛生月間です

8月の「食品衛生月間」に、市民のみなさんに食中毒の予防について知っていただくため、街頭啓発を行います。

○食品衛生月間 8月1日（木）～8月31日（土）

○街頭啓発

和歌山市食品衛生協会の食品衛生指導員と合同で街頭啓発を行います。

8月1日（木）14：00～15：00 イズミヤ和歌山店

8月6日（火）10：30～11：30 イオン和歌山店

8月8日（木）10：30～11：30 松源和歌山インター店

（啓発物品がなくなり次第終了します。）

（昨年度の街頭啓発の様子）



例年、夏期にはカンピロバクターや腸管出血性大腸菌といった細菌による食中毒が多く発生しています。

夏期は温度、湿度とも高く、食品の取扱いによっては食中毒を起こしやすい季節となります。

食品を取り扱う際は十分に手洗いを行い、食材ごとに包丁やまな板などの調理器具を使い分けましょう。また、食肉については生食せず、十分に加熱調理しましょう。

食中毒予防の3原則は「つけない」「ふやさない」「やっつける」です。